現市庁舎街区活用事業に関する基本協定書(例)

横浜市(以下「市」という。)と[〇〇〇](以下「本事業予定者」という。)は、 市の現市庁舎街区活用事業(以下「本事業」という。)に関し、次のとおり基本協 定を締結する。

(目的)

- 第1条 この基本協定は、本事業に関し本事業予定者が本事業の事業予定者として選定されたことを確認し、本事業実施のため第4条及び第5条に掲げる契約を締結し、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る事項を確認することを目的とする。
- 2 本事業予定者は、第4条第4項及び第5条第3項の予約契約の締結をもって、 本事業の事業者とする。

(基本計画協議等)

- 第2条 本事業予定者は募集要項(本事業にかかる募集要項をいう。以下同じ。) に従い、「現市庁舎街区活用事業基本計画協議書」(以下「基本計画協議書」とい う。)を提出し、基本計画協議書に定める事項について、市と協議に努めなけ ればならない。
- 2 基本計画協議書は、応募時に提出した提案書に基づき、作成するものとする。
- 3 本事業予定者は、第1項に定める協議にあたり、横浜市現市庁舎街区等活用 事業審査委員会の意見に十分配慮することとする。
- 4 本事業予定者は、開発事業の設計・実施に当たっては、関連法令、並びにこの基本協定及び募集要項等を遵守するものとする。

(基本計画協定の締結)

- 第3条 本事業予定者は、前条の協議に基づき、基本計画書を策定し、市と協定 (以下、「基本計画協定」という。)を締結するものとする。
- 3 基本計画協定は、本事業予定者が策定した基本計画書を付属図書とする。
- 4 基本計画書は、事業コンセプト、建物用途、施設計画、マネジメント、事業 計画、事業スケジュール及び「国際的な産学連携」「観光・集客」に寄与する 用途等を定めるものとする。
- 5 基本計画協定は、[平成32年12月末]を期限として締結する。
- 6 本事業予定者が基本計画協定の付属図書である基本計画書を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議をしたうえ、市の承認を受けなければならない。 (土地貸付契約の締結)
- 第4条 市は募集要項で定める公募土地を土地貸借人に貸し付けるため、土地貸借人と定期借地権設定契約を締結する。
- 2 定期借地権の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの〇年間 とし、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条第1項の定期借地権とする。
- 3 定期借地権の賃料は、市が不動産鑑定評価等に基づいて定めた金額とする。
- 4 第1項の定期借地権設定契約は予約契約とし、基本計画協定締結後、予約契約に従い本契約を締結する。
- 5 前項の予約契約は、本事業予定者が募集要項に従い基本計画協議書を市に提

出した後、事業予定者決定の日から[9ヶ月]以内に締結する。

(公有財産売買契約の締結)

- 第5条 市は現市庁舎建物を土地貸借人に売り渡すため、土地貸借人と公有財産 売買契約を締結する。
- 2 現市庁舎建物の売買代金額は募集要項に示した金額に基づき市が定める額と する。
- 3 第1項の公有財産売買契約は予約契約とし、基本計画協定締結後、予約契約 に従い本契約を締結する。
- 4 前項の予約契約は、本事業予定者が募集要項に従い基本計画協議書を市に提出した後、本事業予定者決定の日から[9ヶ月]以内に締結する。

(変更の協議)

第6条 市と本事業予定者は、特別な事情及びその他想定し得ない事情が生じた ときは、協議により本事業の日程その他本事業の事業条件を変更することがで きるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この基本協定に関し疑義のあるとき、又はこの基本協定に定めのない事項については、市と本事業予定者が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第8条 この基本協定に関する訴訟の提起等は、市の所在地を管轄する裁判所を 専属的合意管轄裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれに記名押 印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

横浜市 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市 横浜市長 林 文 子

本事業予定者

※本基本協定書(例)は、現行基準の見直しを前提とした提案がなされなかった ことを前提に作成しています。